

報告第11号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡部正英

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成31年1月28日に佐野市大古屋町4809番地1大古屋公民館で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

平成31年4月9日

佐野市長 岡部正英

1 損害賠償額 87,318円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を小屋の柱修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

3 相手方の住所及び氏名

大古屋町会 町会長 谷正司

専決第8号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 平成31年1月28日(月) 午前8時55分頃 場所 佐野市大古屋町4809番地1 大古屋公民館
3 発生時の状況	ごみ収集のため、市有自動車をバックさせたところ、車両後方をごみステーションとして利用している小屋の柱に接触した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 大古屋町会 町会長 谷 正 司
5 損害の内容 及び額	小屋の柱修繕費 87,318円
6 和解日	平成31年4月9日
7 略 図	<p>The diagram shows a rectangular box labeled '大古屋公民館' (Ogoya Civic Center) at the top. Below it, a vertical line with the number '4' indicates a specific location. To the left, a box labeled '小屋 (小屋の一部がごみステーション)' (Shed) is shown. A circle with an 'X' inside is positioned between the shed and a horizontal line representing the '市有自動車' (City-owned car). An arrow points from the car towards the 'X' mark, which is labeled '接触' (Contact).</p>